

1. 件名：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る面談
2. 日時：令和5年3月30日（水）14：00～14：50
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

実用炉監視部門 村田統括監視指導官、宮坂係長

核燃料施設等監視部門 木村管理官補佐、福永原子力運転検査官

長官官房

総務課 事故対処室 近田係長

日本核燃料開発株式会社（以下「NFD」という。）

保安全管理部 部長 他2名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁は、第5回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合（2023年3月23日）において「核燃料物質によって汚染された物が盗取又は所在不明となった際の対応」について、各事業者と意見交換を行った。意見交換の中でNFDより、核燃料物質によって汚染されたものも法令報告を要すると考える旨の意見があったため、その詳細な理由等について確認するため、面談を行った。
- (2) NFDは、原子炉で照射されたものや福島第一原子力発電所事故によって汚染されたものなど核燃料物質でないものも管理し、取り扱っている。このように管理しているものが盗取又は所在不明となった場合、原子力規制庁への報告は、炉規法に基づく法令報告となるべきと考えている旨、NFDより説明があった。
- (3) 原子力規制庁から、NFDからの意見の背景や理由については理解した旨述べるとともに、次回の公開会合においてNFDでの管理状況や考えについて、説明いただき、それも踏まえた議論を行いたい旨伝えた。NFDから資料を準備し、説明する旨回答があった。

6. 配布資料

なし